

川崎市消防局航空隊運航管理規程に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局航空隊運航管理規程（令和2年消防局訓令第12号。以下「規程」という。）に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程第2条に定めがあるもののほか次の各号のとおりとする。

(1) 規程第2条第3号で定める航空業務は、次に定める運航管理業務、操縦士業務、整備士業務及びその他の業務をいう。

ア 運航管理業務

(ア) 地上からの無線等による航空機の運航状況の監視

(イ) 気象情報その他の運航支援情報の収集及び伝達

(ウ) 飛行計画の作成及び通報

(エ) その他運航管理に必要な事項

イ 操縦士業務

(ア) 航空情報及び気象情報の収集

(イ) 航空機の運航可否の判断

(ウ) 飛行前後の機体点検

(エ) 航空機の操縦（操縦技術の向上に資するための訓練を含む。）

ウ 整備士業務

(ア) 機体及び装備品等の点検

(イ) 機体各部の交換及び損傷修理作業

(ウ) 整備作業後の航空機の安全性確認行為

エ その他の業務

(ア) 運航計画、訓練計画及び航空機の整備計画の作成

(イ) 関係官公庁等への各種申請業務

(ウ) 東京ヘリポート保安関係業務

(エ) 臨着場の調査、庁舎管理その他航空機の適正な運航のために必要な業務

(2) 集中管理型動態管理システム（以下「動態管理システム」という。）とは、衛星通信を活用した消防防災ヘリコプターの動態を管理するシステムをいう。

(3) 当直責任者とは、航空隊の当直勤務中における上席者をいう。

（航空業務計画）

第3条 隊長は、航空業務の年間予定等を記載した年間業務計画（第1号様式）を作成し、毎年3月20日までに消防局長に報告するものとする。

2 隊長は、前項に定める年間業務計画に基づき月間業務計画（第2号様式）を作成し、毎月25日までに警防部長に報告するものとする。

3 隊長は、前2項に定める各業務計画に基づき週間予定表（第3号様式）を作成し、警防部警防課及び指令課に送付するものとする。

（業務管理）

第4条 当直責任者は、勤務中に処理した業務の内容や航空機の運航状況を航空隊勤務日誌（第4号様式）に記載し、隊長に報告するものとする。

2 当直責任者は、勤務者の状況を勤務表（第5号様式）に記載し、隊長に報告するものとする。

（健康管理）

第5条 隊員は、勤務の開始前に運航安全管理者の立会いのもとアルコール検査及び検温を行い、自己の健康状態を確認しなければならない。

2 運航安全管理者は、隊員の健康状態を確認して健康管理表（第6号様式）

に記載し、隊長に報告しなければならない。

- 3 隊長は、検査の結果、当該隊員が航空業務を行うことが適当でないと認める場合は、適切な措置を講じなければならない。

(航空機の運航)

第6条 規程第8条第1項に定める航空機の運航は、別表に掲げる運航区分のとおりとする。

- 2 日没から日出までの間の航空機の運航については、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 情報収集及び人員搬送

(2) 市長が川崎市災害対策本部に参集する場合

(3) その他消防局長が航空機の運航の必要があると認める場合

- 3 隊長は、前項各号に定める場合に航空機を運航しようとするときは、速やかに警防部長に報告しなければならない。

- 4 警防部長は、前項に係る報告を受けた場合、運航に必要な職員を動員できるものとする。

(運航不能時の報告等)

第7条 隊長は、整備又は修理により航空機が運航不能となるときは、警防部長へ報告するとともに、動態管理システムへの入力処理のほか、必要に応じて神奈川県及び関係する消防航空隊等に連絡し、補完体制を確立しなければならない。

(航空機の出発承認の代理)

第8条 運航安全管理者は、隊長に代わり規程第9条第1項に定める承認をすることができる。

- 2 運航安全管理者は、前項に基づき出発を承認したときは、速やかに隊長へ報告するものとする。

(運航管理)

第9条 運航管理要員は、緊急時の連絡体制を確保するとともに、常時航空機の運航状況を監視して適宜必要な情報を航空機に伝達しなければならない。

(運航実施要領)

第10条 隊長は、規程第9条第2項に定める運航管理に必要な事項、規程第10条に定める操縦士の乗務要件及び次の各号に定める事項を記載した運航実施要領を定めなければならない。

- (1) 運航管理の実施方法
- (2) 機長の職務及び権限並びに緊急時に取りべき措置
- (3) その他航空機の運航に必要な事項

(航空消防活動時の隊員編成)

第11条 規程第13条に定めるその他必要な隊員は、専任航空救助員、整備士、航空救助員、救急隊員及びその他の消防職員とする。

(航空消防活動実施要領)

第12条 規程第17条に定める航空消防活動実施要領には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 航空基礎知識に関すること。
- (2) 災害種別ごとの対応要領に関すること。
- (3) 航空消防活動時における安全管理に関すること。
- (4) 地上支援活動に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(捜索及び救助体制の確立)

第13条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに消防局長に報告しなければならない。

- (1) 航空機が緊急着陸を行おうとしている、又は緊急着陸を行ったとの情報

を得たとき。

(2) 動態管理システムの通信が途切れ、無線交信等が不通となったとき。

(3) 航空機又は搭乗者若しくは乗組員の安全情報が得られないとき。

2 隊長は、前項に定める事案を覚知したときは、直ちに次の各号に掲げる事項に着手しなければならない。

(1) 情報収集活動

(2) 東京空港事務所への通報及び消防庁への連絡

(3) 捜索及び救助活動

(4) 必要資機材の検討

(5) その他救難体制に必要な事項

(航空機事故発生時の報告)

第14条 規程第19条第1項に定める報告は、航空事故報告書（第7号様式）により行うものとする。

(事故が発生するおそれのある事案に係る報告)

第15条 規程第20条に定める航空機に係る事故が発生するおそれのある事案とは、航空法（昭和27年法律第231号）第76条の2に定めるものをいう。

2 前項に係る報告は、重大インシデント報告書（第8号様式）により行うものとする。

(教育訓練等基本計画)

第16条 規程第21条第1項に定める教育訓練基本計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 教育訓練等に係る安全対策

(3) 教育訓練等に必要な施設及び設備の整備計画

(4) 教育訓練等にあたる指導者の確保及び養成のための対策

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

(教育訓練等実施計画)

第17条 規程第22条第1項に定める教育訓練等実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 年間の教育訓練等の対象者

(3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(航空機使用手続)

第18条 規程第24条第2項に定める者（法人の場合は代表者）は、航空機の使用を希望する日の10日前までに、航空機使用承認申請書（第9号様式）に業務計画書等を添えて、消防局長へ申請するものとする。

2 前項の申請を受理した場合は、航空機の必要性及び安全性等について審査し、支障がないと認めるときは使用を承認することができる。

(搭乗)

第19条 規程第25条第1項に定める者は、航空機搭乗誓約書（第10号様式）に署名し、消防局長へ提出しなければならない。

2 機長は、規程第25条第2項に定める遵守事項を搭乗者に説明し、事故防止に万全を期さなければならない。

(臨時離着陸場)

第20条 規程第2条第12号に規定する臨着場は、別に定める。

2 隊長は、前項に定める臨着場に変更がある場合は、関係所属長に通知する

ものとする。

3 隊長は、規程第26条第2項に定める連絡を受けた場合は、速やかに当該臨着場の調査を行い、必要な措置を講じるものとする。

4 規程第26条第3項に定める臨着場の安全対策等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 臨着場への立入制限措置
- (2) 臨着場以外への飛散物等の防止措置
- (3) 砂じん等の飛散防止措置
- (4) 着陸帯の標示、風向及び風速の情報提供
- (5) 航空機に対する誘導員の配置
- (6) 近隣住民等に対する広報
- (7) その他臨着場の安全対策等に必要な事項
(委任)

第21条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(川崎市消防航空隊運用管理規程に関する要綱の廃止)

2 川崎市消防航空隊運用管理規程に関する要綱（昭和60年6月15日付け60川消局警防第560号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第6条第2項については、令和7年3月31日までの間、段階的に航空機の運航を行うものとする。

別表（第6条関係）

運航区分表

区 分		業 務 内 容
災 害 出 場	火 災	消火活動、情報収集及び指揮支援に関するもの
	救 急	傷病者の搬送及び医師等の派遣に関するもの
	救 助	人命救助及び要救助者の捜索並びに救助隊員等の搬送に関するもの
	警 戒	火災等の警戒に関するもの
	応 援	応援出場に関するもの
行 政	広 報	市長事務部局等の広報に関するもの
	調 査 視 察	市長事務部局等の調査、視察に関するもの
	撮 影	市長事務部局等の撮影に関するもの
	そ の 他	市長事務部局及び他の消防本部の依頼による上記以外に関するもの
消 防 業 務	演 習	総合訓練、消防法第8条に基づく消防訓練、防災訓練等に関するもの
	警 戒	市内区域の巡視に関するもの
	調 査	消防業務上必要な調査に関するもの
	広 報	消防業務上必要な広報に関するもの
	行 事	市内における式典等の飛行に関するもの
	訓 練	航空救助員を対象とした教育訓練に関するもの
	撮 影	消防業務上必要な撮影に関するもの
航 空 隊 業 務	操縦訓練	操縦士の技量維持及び教育飛行に関するもの
	救助訓練	専任航空救助員の技量維持及び教育飛行に関するもの
	調 査	運航管理上必要な調査及び撮影に関するもの
	空 輸	航空機の定期整備に伴う機体の搬入及び領収に関するもの
	検 査	耐空証明検査、修理改造検査、無線検査等に関するもの
	試験飛行	整備作業後の確認飛行検査に関するもの

年 度 航 空 隊 業 務 計 画

航 空 隊

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主 用 行 事													
消防局・各署行事													
教 育 訓 練 (所管、局含む)													
点検・整備計画 及び 飛行時間	1号機												
	2号機												
備 考													

年 月 航 空 隊 業 務 計 画

航空隊

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考
業務予定																																
行政予定																																
訓練予定																																
整備予定																																
飛行時間	1号機																															
	2号機																															

航空隊勤務日誌

年 月 日		報告者		班別	1	2	3	4
天候	A M		<input type="checkbox"/> VMC		<input type="checkbox"/> IMC			
	P M		<input type="checkbox"/> VMC		<input type="checkbox"/> IMC			
業務								
飛行	機体	時間	目的	航空消防活動指揮者	機長／副操	乗組員		飛行時間
整備	1号機	日々点検						
		AM <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否			PM <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否			
		:			:			
	2号機	日々点検						
		AM <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否			PM <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否			
		:			:			
出場	種別／区分	発生場所					活動状況	
備考								
勤務	当直	日勤	週休	出張	休暇等	非直		
人員補充	操縦		整備		救助			

航空事故報告書

川消航第 号
年 月 日

消防庁長官 様

川崎市消防長

消防防災ヘリコプターに関する基準第20条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	発生日時	:	年	月	日	時	分
2	発生場所	:					
3	航空機	:	登録記号	_____	無線呼出符号	_____	
			型式	_____	航空機の使用	_____	
4	運航団体及び	:	団体名	_____			
	運航責任者		運航責任者	_____			
5	出発地及び	:	出発地	_____			
	到着予定地		到着予定地	_____			
6	搭乗者	:	乗組員	_____	名	搭乗者	_____
							名
7	機長	:	所属	_____	氏名	_____	
8	概要	:					
9	人の死傷又は	:					
	物件の破壊						
10	機体の破壊等	:					
11	その他参考事項	:					
12	連絡先	:					

重大インシデント報告書

川消航第 号
年 月 日

消防庁長官 様

川崎市消防長

消防防災ヘリコプターに関する基準第21条第の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	発生日時	:	年	月	日	時	分
2	発生場所	:					
3	航空機	:	登録記号	_____	無線呼出符号	_____	
			型式	_____	航空機の使用	_____	
4	運航団体及び	:	団体名	_____			
	運航責任者		運航責任者	_____			
5	出発地及び	:	出発地	_____			
	到着予定地		到着予定地	_____			
6	搭乗者	:	乗組員	_____	名	搭乗者	_____
							名
7	機長	:	所属	_____	氏名	_____	
8	概要	:					
9	人の死傷又は	:					
	物件の破壊						
10	機体の破壊等	:					
11	その他参考事項	:					
12	連絡先	:					

航空機搭乗誓約書

年 月 日

(宛先) 川崎市消防局長

搭乗代表者
所属又は住所
役職・氏名

航空機への搭乗にあたり、貴局における関係例規等の規定を遵守するとともに、運航中は機長及び乗組員の指示に従います。

また、運航中に発生した体調の不良及び搭乗者の過失による物損等については、当方において責任をもって処理いたします。

搭 乗 者	生 年 月 日
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生
住所 氏名 年齢 歳	年 月 日生

備考 1 搭乗者が未成年の場合は、親権者又は後見人の住所、氏名、年齢及び続柄を記入してください。

2 搭乗者の氏名は、自筆での署名をお願いします。